

国立大学法人鹿児島大学有料広告掲載取扱規則第8条に基づく水産学部における広告の規格及び掲載料の変更に係る要項

令和8年6月17日
学部長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、学外からの様々な大きさの有料広告の掲載申請に対応することを目的とし、国立大学法人鹿児島大学有料広告掲載取扱規則(平成31年規則第31号。以下「有料広告掲載取扱規則」という。)第8条の規定に基づき、水産学部における広告の規格及び掲載料の変更に関し、必要な事項を定める。

(水産学部における広告の規格及び掲載料)

第2 水産学部における広告の規格及び掲載料について、「有料広告掲載取扱規則」別表1を以下のとおり変更する。

(変更前：変更箇所のみ抜粋)

別表1 (第8条関係)

広告の規格及び掲載料

広告媒体種別	規格	掲載単位	掲載料 (税抜)	備考
ウ. 学内掲示板	掲示板 A4版ポスター	1枚 1か月	10,000円/月	

(変更後：変更箇所のみ抜粋)

別表1 (第8条関係)

広告の規格及び掲載料

広告媒体種別	規格	掲載単位	掲載料 (税抜)	備考
ウ. 学内掲示板	掲示板 A4判ポスター	1枚 1か月	10,000円/月	
	掲示板 A3判ポスター		14,000円/月	
	掲示板 A2判ポスター		17,000円/月	
	掲示板 A1判ポスター		20,000円/月	
	掲示板 A0判ポスター		30,000円/月	
	掲示板 その他のサイズ		別途協議して決定	

附 則

この要項は、令和8年6月17日から実施する。